

環 保 第 267 号
平成 29 年 9 月 13 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

岩手県知事 達 増 拓 也

安比地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書に対する意見について

平成 29 年 4 月 25 日付けで事業者から送付がありました標記準備書について、電気事業法第 46 条の 13 第 1 項の規定により、環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定による環境保全の見地からの意見を別添のとおり提出します。

安比地熱発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書に対する岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域には、岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には「奥羽山脈緑の回廊」や鳥獣保護区が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、環境影響に対する適切な環境保全措置を講じたうえで、事業を実施すること。
- (3) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、発電設備の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (4) 工事の実施にあたっては、改変を最小限とするなど、環境への影響を極力回避又は低減すること。

2 個別的事項

- (1) 水環境
当該事業の実施に伴う水道水源への影響について、当該地域の水道事業者と十分に協議すること。
- (2) 動物及び植物
 - ① 哺乳類等について、繁殖時期を考慮した工事時期の設定、巣となる樹木の伐採量の最小化、取水設備への侵入防止柵の設置、落下した場合に這い出しが可能な構造の側溝を設置する等の適切な環境保全措置を検討すること。
 - ② 鳥類の衝突を防止するため、施設の窓ガラスの面積を可及的に小さくするとともに、昆虫類を誘引させないため、施設の照明は紫外線を含まない LED ランプ等を用いること。
 - ③ 希少な植物類について、代替措置により植生を復元する場合は、専門家の意見を聴きながら、事業実施区域の環境に適合する方法により、適切に実施すること。